

出席停止の手続き方法

新型コロナウイルス感染症に関する

1

学校へ連絡

欠席メール・電話などで 学校へ連絡 する。(症状や発症日など詳しい状況を伝える)

★次の場合は、電話か「コロナ専用緊急メール」へ連絡する。(本人・家族を含む)
PCR検査を受ける(受けた)場合、感染・濃厚接触と判明した場合(疑い含む)
nishiotokuni-hs-kinkyu@kyoto-be.ne.jp



2

登校後、担任へ出席停止の書類を提出

【必要書類】感染症欠席届 様式-2

(インフルエンザ・新型コロナ用)

※担任・保健室から もらう

※「高校生活のしおり」からコピー

※西乙訓高校ホームページから
ダウンロード

Topページ (左下)
「保護者のみなさんへ」

↓
「感染症欠席届 様式-2」
「出席停止について」

以下の記載がある書類
(コピー)

- ①本人氏名
- ②受診病院
- ③受診日

様式-2 (インフルエンザ・新型コロナ用)

様式-2 (インフルエンザ用)

感染症欠席届

平成 年 月 日

京都府立西乙訓高等学校 様

年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

下記の感染症により欠席しました。

保護者が記入

【病名】

【医師からの療養指示期間】 年 月 日から
年 月 日まで

【受診医療機関名】

受診したことがわかるものを添付欄
(領収書のコピー等、受診者名・受診日・医療機関名が記載されたものを添付)

受診がわかる書類を添付

領収書のコピー
処方薬の説明書
など

- 症状がある場合は、できるだけ受診する。
- 発熱や重い症状の場合、軽くても症状が4日以上続く場合は必ず受診する。
- 受診した場合は、書類を添付する。
- 以下の場合は、添付不要。
 - ◇感染症予防措置(濃厚接触など)で自宅待機。
 - ◇ワクチン接種(副反応含む)

= 定期考査を欠席する場合は、上記に加えて「定期考査等欠席届」が必要 =

学校において予防すべき感染症と出席停止について

下記の感染症については、生徒への蔓延を防ぐため学校保健安全法第19条により出席停止となります。

医療機関を受診して治療を受け、医師から休養するよう指示された期間は登校しないようにお願いします。

なお、休む際には学校へ連絡し、回復して登校する時に別紙「**感染症欠席届 様式1**」を担任に提出して出席停止の手続きをとってください。その場合は欠席扱いになりません。（ただし、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は「様式2」を使用してください。）

【学校において予防すべき感染症】

R3年4月現在

第 一 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウィルスのもの） 中東呼吸症候群 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで ※その他、法で規定する指定感染症、 新感染症、新型インフルエンザ等 感染症は第一種の感染症とみなす
第 二 種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過しかつ解熱した後2日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後5日 を経過しかつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで

※学校保健安全法第19条（抜粋）

「校長は感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、またはかかるおそれのある
児童・生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」